

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨

子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、若年無業者（ニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報への関与など、子供・若者に関する諸問題が深刻化している状況下、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定
- 2 計画の位置付け

(1) 子ども、若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画

(2) 「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化し、都における取組・現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進
- 3 計画の対象

0歳から概ね30歳未満の子供・若者

施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象
- 4 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

- 1 計画の理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援
- 2 基本方針
 - 基本方針Ⅰ

全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援
 - 基本方針Ⅱ

社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援
 - 基本方針Ⅲ

子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
- 3 施策推進の視点
 - 視点1

一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点
 - 視点2

子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点
 - 視点3

子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組み、視点

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
 - (1) 基本的な生活習慣の形成
 - (2) 確かな学力の育成
 - (3) 豊かな人間性の育成
 - (4) 健やかな心と体をつくる
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
 - (1) 時代の変化に対応できる力の育成
 - (2) 社会貢献の精神の育成
 - (3) 健康・安全に生活できる力を養う
 - (4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保
- 3 社会的・職業的自立を支援
 - (1) 就業能力・意欲の習得の促進
 - (2) 職業教育、職業訓練の充実
 - (3) 様々な就業支援
 - (4) 社会生活において必要な知識の付与
- 4 学びの機会の確保
 - (1) 就園・就学支援
 - (2) 様々な学習支援

II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組
 - (1) いじめ
 - (2) 不登校・中途退学
 - (3) 障害のある子供・若者への支援
 - (4) 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策
 - (5) ひきこもり対策
 - (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
 - (7) ひとり親家庭に育った子供への支援
 - (8) 自殺対策
 - (9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援
- 2 被害防止と保護
 - (1) 児童虐待防止対策
 - (2) 社会的養護体制の充実
 - (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

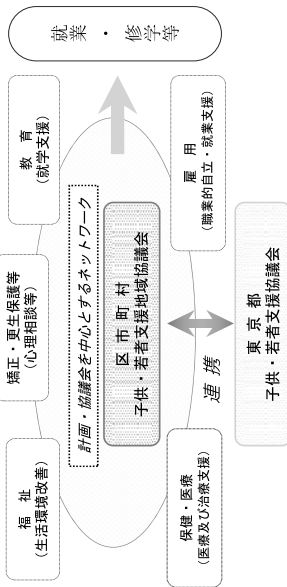
III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
 - (1) 子育て支援の充実
 - (2) 家庭教育への支援
- 2 家庭・地域と一体となった学校の活性化
 - (1) 開かれた学校づくり
 - (2) 放課後の居場所づくり
 - (3) 地域における多様な活動の場の提供
- 3 子供・若者の育成環境の整備
 - (1) 地域における子供の安全対策
 - (2) 社会環境の健全化の推進
 - (3) 地域で推進する「こころの東京革命」

第4章 推進体制等の整備

- 1 都の役割
 - 東京都子供・若者支援協議会等の効果的運営により計画を推進
 - 区市町村の子供・若者育成支援施策の円滑な実施に資するNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成及び資質の向上
 - 先駆的・モデル的事業に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供し、区市町村の主体的な事業実施を支援
- 2 区市町村の役割
 - 住民に身近な自治体として、区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築
 - 地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画の策定と、地域における子供・若者育成支援ネットワークの設置

地域における子供・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



【本計画の特色】

- 「社会的自立」の重要性に着目

青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を記載
- 施策の一覧化

関係各局等の子供・若者施策を取りまとめて見える化
- 区市町村の役割の明確化

住民に身近な区市町村が、地域の実情に応じて、必要となる支援体制を整備

「東京都子供・子育て支援総合計画」の概要

計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨及び性格
子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、都における子供・子育てに関する総合計画として策定します。
- 2 計画の期間
平成27年度から平成31年度までの5年間
計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。
- 3 教育・保育の区域設定
質の高い教育・保育が、それぞれの家庭や子供の状況に応じて適切に提供されるよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定める単位となる区域を次のとおり設定します。

| | | |
|---------------|-----------------------------|---|
| 1号認定 | 3歳以上で幼稚園等での教育を希望 | 都全域を一つの区域設定とする。 |
| 2・3号認定 | 0～5歳で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望 | 区市町村が、地域型保育の認可に当たり設定する「区市町村設定区域」と同一とする。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | | 区市町村ごとに1区域とする。 |

- 4 教育・保育の量の見込みと確保方策
都は、区市町村が地域の実情に応じて計画的に教育・保育の基盤を整備していけるよう、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を次のとおり定めます。

| | |
|---------------|--|
| 教育・保育 | 都においては、区市町村における「量の見込み」と「確保方策」を集計したものを基本とする。保育については、平成29年度末までに待機児童が解消されるよう「確保方策」を定め、区市町村がそれを達成できるよう、必要な支援策を講じていく。 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 区市町村計画の集計値を参考としつつ、都としての支援策について検討を行い、必要に応じて計画に目標を盛り込む。 |

第1章 計画の目指すもの

3つの理念

＜基本理念＞

- ① すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- ② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- ③ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

5つの目標

＜基本理念の実現に向け取り組む方向性を明らかにする目標＞

- ① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり
- ② 乳幼児期における教育・保育の充実
- ③ 子供の成長段階に応じた支援の充実
- ④ 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
- ⑤ 次代を担う子供たちを健やかに育てる基盤の整備

5つの視点

＜計画の推進にあたって留意すべき視点＞

- ① 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- ② 家庭を「一体的に」捉える視点
- ③ 子供と子育て家庭の立場からの視点
- ④ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ⑤ 広域的な自治体の役割からの視点